

平成28年 7月 6日

一般社団法人 日本慢性期医療協会
会長 武久 洋三 殿

「働き方改革」及び「夏の生活スタイル変革（ゆう活）」 について

厚生労働省では、労働力人口が減少していく中、女性や高齢者が働きやすくまた意欲と能力のある者が活躍しやすい職場環境を作り、労働生産性を上げて成長を持続させるため、長時間労働の削減などの「働き方改革」を推進しております。「働き方改革」については、先日政府としてまとめた「一億総活躍プラン」においても「最大のチャレンジ」とされるなど、政府全体として非常に重要な課題です。

「働き方改革」の実現のためには、これまでの働き方を大きく見直すことが必要です。各々の団体・事業者においては、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を改めたり、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するなど、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれます。

こうした「働き方改革」の一環として、政府として昨年からは、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方以降を家族と過ごす時間などに充てられるよう、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」などの推進により夏の生活スタイルを変革する国民運動を「ゆう活」として展開したところです。

国家公務員については、より一層の業務の効率化を図り、朝型勤務やフレックスタイム制等を活用するなど、本年度も働き方を含めた生活スタイルの変革に向けた取組を率先することとしています。

つきましては、本年も各団体・事業者においても、それぞれの団体・事業者の実情に応じた自主的な取組を可能な範囲で行うことが期待されております。

「ゆう活」の本来の趣旨は単なる始業時間の前倒しではなく仕事と生活の調和の実現などであることや、業務の効率化に併せて取り組むことが重要であること、などのポイントを周知しながら、広く「ゆう活」が浸透するよう展開してまいります。

これまでも貴団体からは、傘下団体・事業者への「働き方改革」や「ゆう活」に関する周知啓発に関し格別の御協力を賜ってきたところでありますが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・事業者に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

厚生労働省老健局長
蒲原 基道